

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案 新旧対照表

○ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（教育職員に関する読み替え）	
<p>第五条 教育職員については、地方公務員法第五十八条第三項本文中「第二条、」とあるのは「第三十二条の四第一項中「当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、次に掲げる事項を定めたときは」とあるのは「次に掲げる事項について条例に特別の定めがある場合は」と、「その協定」とあるのは「その条例」と、「当該協定」とあるのは「当該条例」と、同項第五号中「厚生労働省令」とあるのは「文部科学省令」と、同条第二項中「前項の協定で同項第四号の区分をし」とあるのは「前項第四号の区分並びに」と、「を定めたときは」とあるのは「について条例に特別の定めがある場合は」と、「当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数を代表する者の同意を得て、厚生労働省令」とあるのは「文部科学省令」と、同条第三項中「厚生労働大臣は、労働政策審議会」とあるのは「文部科学大臣は、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるもの」と、「厚生労働省令」とあるのは「文部科学省令」と、「協定」とあるのは「条例」と、同法第三十三条第三項中「官公署の事業（別表第一に掲げる事業を除く。）」とあるのは「別表第一第十二号に掲げる事業」と、「労働させることができる」とあるのは「労働させることができる」である。</p>	<p>第五条 教育職員については、地方公務員法第五十八条第三項本文中「第二条、」とあるのは「第三十三条第三項中「官公署の事業（別表第一に掲げる事業を除く。）」とあるのは「別表第一第十二号に掲げる事業」と、「労働させることができる」とあるのは「労働させることができる」とある場合は「労働させることをできる」として、同法第二条、」と、「第三十二条の五まで、第三十七条」と、「第五十三条第一項」とあるのは「第五十三条第一項、第六十六条（船員法第八十八条の二の二第四項及び第五項並びに第八十八条の三第四項において準用する場合を含む。）」と、「規定は」とあるのは「規定（船員法第七十三条の規定に基づく命令の規定中同法第六十六条に係るものを含む。）は」と、同条第四項中「同法第三十七条第三項中「使用者が、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定により」とあるのは「使用者が」と、同法」とあるのは「同法」と読み替えて同条第三項及び第四項の規定を適用するものとする。</p>

健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない」と読み替え
て同法第三十二条の四第一項から第三項まで及び第三十三条第三項の
規定を適用するものとし、同法第二条、「から第三十二条の五
まで」とあるのは「第三十二条の三の二、第三十二条の四の二、第
三十二条の五、第三十七条」と、「第五十三条第一項」とあるのは「
第五十三条第一項、第六十六条（船員法第八十八条の二の二第四項及
び第五項並びに第八十八条の三第四項において準用する場合を含む。
）」と、「規定は」とあるのは「規定（船員法第七十三条の規定に基
づく命令の規定中同法第六十六条に係るもの）は」と、同条
第四項中「同法第三十七条第三項中「使用者が、当該事業場に、労働
者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の
過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者
との書面による協定により」とあるのは「使用者が」と、同法」とあ
るのは「同法」と読み替えて同条第三項及び第四項の規定を適用する
ものとする。

（教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等）

第六条 教育職員（管理職手当を受ける者を除く。以下この条において
同じ。）を正規の勤務時間（一般職の職員の勤務時間、休暇等に關す
る法律（平成六年法律第三十三号）第五条から第八条まで、第十一条
及び第十二条の規定に相当する条例の規定による勤務時間をいう。第
三項及び次条第一項において同じ。）を超えて勤務させる場合は、政
令で定める基準に従い条例で定める場合に限るものとする。

2・3 （略）

（教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針の策定等）

第七条 文部科学大臣は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることに

（教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等）

第六条 教育職員（管理職手当を受ける者を除く。以下この条において
同じ。）を正規の勤務時間（一般職の職員の勤務時間、休暇等に關す
る法律（平成六年法律第三十三号）第五条から第八条まで、第十一条
及び第十二条の規定に相当する条例の規定による勤務時間をいう。第
三項において同じ。）を超えて勤務させる場合は、政令で定める基準
に従い条例で定める場合に限るものとする。

2・3 （略）

（新設）

より学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講すべき措置に関する指針（次項において単に「指針」という。）を定めるものとする。

2 文部科学大臣は、指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。